公益財団法人大槻能楽堂常勤役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号、定款第14条及び第31条の規定に基づき、公益財団法人大槻能楽堂の常勤役員(理事及び監事)及び常勤評議員(以下「役員等」という。)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。ただし、非常勤の役員等については別に定める。

(報酬の種類及び通勤手当)

- 第2条 役員等の報酬は、本給及び特別手当とする。
- 2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

- 第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方 法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬(特別手当を除く。)は、その月の月額の全額を毎月25日に支給する。 ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人大槻能楽堂給与規程(以下「給与規程」 という。)第9条の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

- 第5条 理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表 (役員等の報酬月額)に基づき〉その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 2 監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表 (役員等の報酬月額) に基づき〉監事の協議によって決定する。
- 3 評議員の報酬は、定款において定められた総額の範囲内において、評議員会で決定する ものとする。

(通勤手当)

- 第6条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第4条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。
- 2 通勤手当の月額は、給与規程第4条に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の 支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(特別手当)

- 第7条 特別手当は、原則として毎年7月及び12月に報酬月額の2か月分を限度として能楽堂の業績等を勘案して支給する。ただし、能楽堂の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期、又は支給しないことがある。
- 2 前項については、第5条の規定に基づき決定する。

(日割計算)

- 第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
- 2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人大槻能楽堂の設立の登記の日から施行する。

別表(役員等の報酬月額)

 号
 報酬月額

 第1号
 150,000

 第2号
 200,000

 第3号
 250,000

 第4号
 300,000

 第5号
 350,000

(単位:円) 号 報酬月額 第6号 400,000

公益財団法人大槻能楽堂非常勤役員等の報酬(日額)規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大槻能楽堂(以下「この法人」という。) 定款第14条(評議員に対する報酬等) 及び第31条(役員に対する報酬等) の規定に基づき、この法人の評議員及び定款第25条第1項において定める理事及び監事(以下「役員」という。) のうち、非常勤の評議員及び非常勤の役員の報酬の額(日額)及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

- 第2条 前条の評議員及び役員が、この法人の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。
- 2 前項の報酬の額は、1日につき 10,000 円とする。

(旅費交通費の支給)

第3条 第1条の評議員及び役員が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の 経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給する ことができる。

(支給方法)

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人大槻能楽堂の設立の登記の日から施行する。